

組合員の皆様へ

令和4年3月29日
東とくしま農業協同組合
農業振興対策部営農課

コロナの影響を受けた中小法人・個人事業者のための 「事業復活支援金」について

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（農業者を含む）
に対して、事業の継続・回復を支援する給付金を支給する事業を開始しています。

・この事業の詳細や申請について

国の[事業復活支援金 \(jigyou-fukkatsu.go.jp\)](https://jigyou-fukkatsu.go.jp)ホームページをご確認ください。

(申請手順、必要書類、申請資料ダウンロード等)

事業内容についてのリーフレットはこちら・・・[f_leaflet.pdf \(jigyou-fukkatsu.go.jp\)](https://jigyou-fukkatsu.go.jp/f_leaflet.pdf)

☆申請期間について

2022年1月31日（月）から5月31日（火）まで

☆給付対象の条件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

☆給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円

※基本的にホームページにて申請する流れですが、必要書類を準備した後は「事前確認」をする必要があります。こちらは「登録確認機関」に登録された機関にチェックを受けることが一部を除き必要となります。

事前確認について、お問い合わせ先については次のページ

事前確認とは（登録確認機関については事業HPで検索できます）

事業復活支援金を申請する前に登録確認機関による事前確認を受ける必要があります。ただし、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。

※一時支援金または月次支援金において給付を受けた直近の申請時点から、事業形態（中小法人等、個人事業者等、雑・給与所得で確定申告した個人事業者等）や申請主体（合併、事業承継、法人成り）の変更があった場合は、再度、事前確認を受ける必要があります。

事業復活支援金では、不正受給や誤って理解したまま申請してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、③事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、事務局が登録した「登録確認機関」がTV会議または対面で事前に確認します。

なお、登録確認機関と「継続支援関係」に該当する場合、帳簿書類の有無の確認を省略することができ、また、電話で上記②③に関する質疑応答のみの事前確認とすることが可能です。さらに登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の要因を把握している場合は上記②を省略することも可能です。

当JAの対応について

東とくしま農業協同組合は「登録確認機関」として令和4年3月25日（金）に登録しています。しかしながら、今回の確認機関登録の経緯により、組合員であり当JAに全量出荷されている方を対象とさせていただきます。「登録確認機関」が見つかりにくい方は、事業復活支援金事務局の方にも設置されていますのでご相談ください。

事前確認依頼相談窓口・・・営農経済センター2階 農業振興対策部営農課 堺

連絡先 0885-38-7180

※詳しくは事業復活支援金ホームページで確認をお願いします。

相談窓口について

事業復活支援金コールセンター

受付午前8時30分～午後7時（土・日・祝日含む）

フリーダイヤル 0120-789-140

I P 電話専用回線 03-6834-7593